**～　入札参加資格申請について、よくある質問を掲載しました　～**

**質問の多い事項について、下記の項目に分けて掲載していますので、ご覧ください。**

**（ナビゲーション機能を活用すると、見やすくなります）**

**・　共通事項に係る質問**

**・　県内建設事業者から多い質問**

**・　県外建設事業者から多い質問**

**・　県内コンサル事業者から多い質問**

**・　県外コンサル事業者から多い質問**

**問合せ先**

**入札参加資格制度に関すること**

**高知県土木部土木政策課**

**建設業振興担当**

**088-823-9815**

**システム操作等に関すること**

**高知県入札参加資格共同電子申請システムヘルプデスク**

**0570-023-888**

**【共通事項に係る質問】**

Q1：入札参加資格を申請したいが、どうしたらよいか。

Q2：共同受付と聞いたが、どこの市町村が参加する予定か。

Q3：高知県には入札参加資格を申請せずに、〇〇市に申請する場合、どうしたらよいか。

Q4：IDとPW利用通知書が届いたが、どうしたらよいか。

Q5：IDとPW利用通知書が届いていないが、どうしたらよいか。

Q6：ログインの制限回数を超過し、ロックがかかってしまったが、どうしたらよいか。

Q7：何度ログインしても「ID、PWが異なる」とエラーが出る。

Q8：書類の添付方法は、どうしたらよいか。

Q9：納税証明書は、本社のものを提出したらよいか。

Q10：営業所への委任とはなにか。

Q11：営業所への委任は申請先の自治体ごとに入力する必要があるのか。

Q12：暴力団排除照会対象者には、誰を入力すればよいか。

Q13：申請後に申請内容に変更があった場合は、どうしたらよいか。

Q14：受付完了した等のメールは届くのか。

Q15：差し戻しメールが届いたが、どうしたらよいか。

Q16：書類を市町村に個別に送付する場合は、どうしたらよいか。

Q17：資格決定通知はいつ頃、発行されるのか。

**【県内建設事業者から多い質問】**

Q1：これまで経営事項審査と入札参加資格審査を、同じ日に受審していたが、どうしたらよいか。

Q2：入札参加資格申請をする前に経営事項審査を受審しなければならないのか。

Q3：経営事項審査も２年に１度になるのか。

Q4：８月末決算の事業者の経営事項審査は、どうなるのか。

Q5：入札参加資格申請に必要な書類はなにか。

Q6：Q5の様式はどこにあるのか。

Q7：Q5の「コンプライアンス関連書類」は、高知県に申請しない場合でも必要なのか。

Q8：昨年度から納税証明書の様式に変更はあるのか。

Q9：申請画面に表示されている情報が、許可情報と異なるが、どういうことか。

Q10：「建設業法施行令第３条に規定する使用人」とは、なにか。

Q11：様式13号に定める者とは異なる者を受任者にしたいが、どうしたらよいか。

Q12：様式第13号は別途作成を要するものか。

Q13：建設業に従事する職員画面で、資格を有しない職員は入力できないのか。

Q14：地域点数画面に表示されていない項目は、どうなるのか。

Q15：地域点数画面に添付する書類の宛先は、誰になるのか。

Q16：地域ボランティアのうち、ロードボランティアやビーチボランティアの項目がないが、どうしたらよいか。

Q17：残留措置についての詳細について聞きたいが、どうしたらよいか。

**【県外建設事業者から多い質問】**

Q1：経営事項審査の結果通知は不要なのか。

Q2：納税証明書は、委任先のものが必要なのか。

Q3：「建設業法施行令第３条に規定する使用人」とは、なにか。

Q4：様式13号に定める者とは異なる者を受任者にしたいが、どうしたらよいか。

Q5：様式第13号は別途作成を要するものか。

**【県内コンサル事業者から多い質問】**

Q1：「審査基準日現在で登録を受けている業務区分」では、申請する業務をチェックするのか。

Q2：「登録を受けている業務」には、なにを添付すればよいか。

Q3：コンプライアンス関連書類の項目には、なにを添付すればよいか。

Q4：Q3の様式はどこにあるのか。

Q5：建設工事の入札参加資格申請の際に作成しているが、別途、作成する必要はあるか。

Q6：個人の場合、「商業登記簿謄本」欄には、なにを添付すればよいか。

Q7：測量実績調書の添付は、どうしたらよいか。

Q8：測量実績高に添付する書類は、なにか。

Q9：測量事業者ですが、測量等実績高に添付する書類について、地方整備局の受付印を押された書類の返却がないが、どうしたらよいか。

Q10：測量等実績高に添付する書類について、決算期の問題で、申請時点で、地方整備局から受付印が押された書類の返却がない場合は、どうしたらよいか。

**【県外コンサル事業者から多い質問】**

Q1：「審査基準日現在で登録を受けている業務区分」では、申請する業務をチェックするのか。

Q2：「登録を受けている業務」には、なにを添付すればよいか。

Q3：納税証明書は、委任先のものが必要なのか。

Q4：測量実績調書の添付は、どうしたらよいか。

Q5：測量実績高に添付する書類は、なにか。

# **【共通事項に係る質問】**

## Q1：入札参加資格を申請したいが、どうしたらよいか。

A1　**高知県入札参加資格共同電子申請システム**　【[https://shinsei.pref.kochi.lg.jp/portal/】](https://shinsei.pref.kochi.lg.jp/portal/%E3%80%91)　を

利用して、申請してください。

　　　システムから申請出来るのは、

　　　　県内建設の場合　　　・・・　令和５年10月６日（金）から

　　　　県外建設の場合　　　・・・　令和５年12月１日（金）から

　　　　県内コンサルの場合 ・・・　令和５年12月１日（金）から

　　　　県外コンサルの場合　・・・　令和５年12月１日（金）から　　となっております。

申請期限は、

　　　　県内建設の場合　　　・・・　令和５年11月30日（木）まで

　　　　県外建設の場合　　　・・・　令和５年12月28日（木）まで

　　　　県内コンサルの場合 ・・・　令和５年12月28日（木）まで

　　　　県外コンサルの場合　・・・　令和５年12月28日（木）まで　となっております。

## Q2：共同受付と聞いたが、どこの市町村が参加する予定か。

A2　高知市上下水道局を含む、高知県内の全市町村が参加しております。

## Q3：高知県には入札参加資格を申請せずに、〇〇市に申請する場合、どうしたらよいか。

A3　県内市町村の申請を高知県が一括して審査しますので、高知県に申請しない場合でも、システムを利用して、申請してください。なお、高知県への申請は必須ではありません。

## Q4：IDとPW利用通知書が届いたが、どうしたらよいか。

A4　IDとPWは、それぞれ、システムの利用に必要となりますので、紛失しないよう保管をお願いします。

## Q5：IDとPW利用通知書が届いていないが、どうしたらよいか。

A5

**【県内建設の場合】**

令和３年９月以降を審査基準日とする経営事項審査を受審している事業者に対し、**令和５年８月中旬**に送付しています。

紛失した場合は、「**商号**」「**許可番号**」「**再発行を依頼する旨**」を含んだメールを高知県庁土木政策課宛（170201@ken.pref.kochi.lg.jp）に送信してください。再発行したものを添付して返信します。

**【県外建設、県内・県外コンサルの場合】**

令和５年度に「高知県」の入札参加資格を有している事業者の本社に対し、令和５年10月中旬から下旬に送付しています。

紛失した場合は、「**商号**」「**許可番号**（コンサルの場合は不要）」「**再発行を依頼する旨**」を含んだメールを高知県庁土木政策課宛（170201@ken.pref.kochi.lg.jp）に送信してください。再発行したものを添付して返信します。

上記の送付対象以外の事業者は、高知県電子申請サービスからIDとPWの付与申請をお願いします。申請から付与通知まで２～３週間を要しますので、申請は早めにお願いします。【https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList\_detail?tempSeq=7077】

## Q6：ログインの制限回数を超過し、ロックがかかってしまったが、どうしたらよいか。

A6　ロックを解除する必要がございますので、土木政策課建設業振興担当（088-823-9815）まで連絡ください。

## Q7：何度ログインしても「ID、PWが異なる」とエラーが出る。

A7　**高知県電子申請サービス**側で利用者通知書記載のIDとPWを入力している可能性がございますが、こちらはID、PW利用通知書送付対象でない事業者向けのサービスです。高知県入札参加資格共同電子申請システム【https://shinsei.pref.kochi.lg.jp/portal/】からログインをしてください。

　　また、「（練習用）県外建設画面」「（練習用）県内コンサル画面」「（練習用）県外コンサル画面」でログインしている可能性もありますが、こちらは練習用の画面イメージですので、上記リンクの右上にあるログインボタンからログインしてください。

## Q8：書類の添付方法は、どうしたらよいか。

A8　紙媒体のものを添付する場合は、スキャン機能を使用しpdfで添付する方法のほかに、文字が識別できる写真を撮影し、jpgとして添付することも出来ます。電子証明書等の場合、利用可能な拡張子の範囲であれば、そのまま添付いただけます。

## Q9：納税証明書は、本社のものを提出したらよいか。

A9　原則、本社に係る国税・県税・市町村税の、滞納がないことを証明する納税証明書を提出していただきます。県外事業者の場合は、取扱いが異なりますので、該当の質問部分をご覧ください。

## Q10：営業所への委任とはなにか。

A10　主たる営業所（以下、「本社等」という。）と別に、従たる営業所（以下、「支店・営業所等」という。）がある場合で、本社等が有している許可業種等に係る入札・契約等権限を支店・営業所等に委任することをいいます。

委任をした場合、当該業種については、本社等で入札参加資格を有することは出来ず、支店・営業所等と自治体が直接やり取りを行います。

　　　なお、支店・営業所等に入札契約等権限を委任する際、建設工事の場合は当該支店・営業所等にも建設業許可が必要となり、コンサル業務の場合も当該支店・営業所等に資格が必要となる場合がありますので、要領を確認のうえ、申請してください。

　　　また、県内建設事業者の場合のみ、本社等が有している許可業種のうち一部業種に係る入札契約等権限を支店・営業所等に委任することが出来ます。

## Q11：営業所への委任は申請先の自治体ごとに入力する必要があるのか。

A11　ご認識のとおり、**申請する業種や、委任先となる支店・営業所等は申請先の自治体ごとに入力を要します。そのため、委任状も申請先の自治体ごとに添付していただきます**。なお、委任状については任意様式となっております。

　　　また、委任状の日付については、当該委任状を作成した日としてください。

## Q12：暴力団排除照会対象者には、誰を入力すればよいか。

A12　法人の場合は、当該法人における役員等を、個人の場合は、本人を入力してください。

## Q13：申請後に申請内容に変更があった場合は、どうしたらよいか。

A13

**【ステータスが「審査前」の場合】**

　「新規・継続申請」画面の下部から取下げをすることが出来ます。

**【ステータスが「審査中」や「審査完了」の場合】**

審査が開始されると取下げが出来なくなりますので、土木政策課建設業振興担当まで連絡ください。

※　「審査前」、「審査中」などのステータスは申請システムログイン後の左上に表示されます。

## Q14：受付完了した等のメールは届くのか。

A14　「**申請受付時**」「**差戻し時**」「**資格決定通知時**」「**PW変更時**」「**変更申請完了時**」に、入力された申請用メールアドレスにメールが送信されます。

## Q15：差し戻しメールが届いたが、どうしたらよいか。

A15差し戻し理由がメールに記載されていますので、入札参加資格申請システムにログイン後、申請画面から当該項目を修正のうえ、再度申請ボタンを押して、申請してください。

## Q16：書類を市町村に個別に送付する場合は、どうしたらよいか。

A16　ホーム画面の右下にある「追加付帯資料送付」機能は、共通書類と別に、申請自治体が独自に書類の提出を求める場合に、使用する機能となっております。

この機能は**令和６年２月**からとなっており、申請をした自治体へのみ資料の送付が出来ます。なお、市町村が独自に求める書類等については、現在、県で集計しており、後日、HPに掲載します。急ぎの場合は、各市町村にお問い合わせください。

## Q17：資格決定通知はいつ頃、発行されるのか。

A17　令和６年１月下旬から同年２月上旬にかけて、発行予定となっていますので、システムからダウンロードしてください。なお、**システムからの発行対象となるのは、高知県に入札参加資格を申請した事業者**となります。各市町村に係る資格決定通知は、該当の市町村にお問い合わせください。

# **【県内建設事業者から多い質問】**

## Q1：これまで経営事項審査と入札参加資格審査を、同じ日に受審していたが、どうしたらよいか。

A1　入札参加資格申請が電子申請になるため、経営事項審査と入札参加資格審査を同じ日に審査会場で審査することは廃止となります。

経営事項審査の予約は、往復はがきで行ってください。なお、経営事項審査は従来と同じく紙媒体で申請することも出来ますし、国が運営するJCIPから電子申請も出来ます。

　　また、現在、経営事項審査の予約が大変混み合っておりますので、往復はがきの阪神が遅くなることがあります。あらかじめ、ご了承ください。

## Q2：入札参加資格申請をする前に経営事項審査を受審しなければならないのか。

A2　原則、経営事項審査を受審した上で、入札参加資格申請をしていただきますが、入札参加資格申請が電子申請になったことから、高知県では、入札参加資格審査時に申請事業者が経営事項審査を受審しているかの確認が出来ません。

**入札参加資格申請期限が11月30日**なのに対し、**経営事項審査は12月末を申請期限**とするため、先に入札参加資格申請をする場合が想定されます。その場合、必ず、入札参加資格申請した業種について経営事項審査を受審してください。

**もし12月末までに経営事項審査を受審していない場合には、入札参加資格申請を受け付けることは出来ません**ので、十分注意してください。

## Q3：経営事項審査も２年に１度になるのか。

A3　経営事項審査は建設業法に定める審査で、公共工事を直接請け負うには必ず受審しなければなりません。経営事項審査の有効期間は審査基準日から１年７ヶ月ですので、引き続き公共工事を直接請け負うのであれば、毎年受審していただく必要があります。

また、経営事項審査の受審は入札参加資格の要件となっていますので、有効期間切れには十分注意してください。

## Q4：８月末決算の事業者の経営事項審査は、どうなるのか。

A4　これまで８月末決算までの事業者に経営事項審査の受審を求めていましたが、本年度から７月末決算までの事業者に経営事項審査の受審を求めることにしました。なお、A3に示したとおり経営事項審査の受審は入札参加資格の要件となっていますので、令和５年８月末を決算期とする事業者も引き続き、経営事項審査を受審してください。

格付けについては、８月決算期の事業者については激変緩和措置として、令和４年８月の経営事項審査結果か、令和５年８月の経営事項審査結果を使用するか選択できるようにいたします。入札参加資格申請システムの審査基準決算欄に、「**2022年８月31日**（令和４年８月経審を使用する場合）」、「**2023年８月31日**（令和５年８月経審を使用する場合）」を入力してください。

## Q5：入札参加資格申請に必要な書類はなにか。

A5

❶　証明日が10月１日以降で、滞納がないことを証明する納税証明書（国税・県税・市町村税）

→　いずれも主たる営業所に係るものを提出してください。

❷　コンプライアンス関連書類

（基本方針策定状況確認票（必須）＋コンプライアンス基本方針（策定後変更ありor未策定の場合は必須））

③　行政書士による委任状（行政書士による委任がある場合のみ）

④　本店から営業所への委任状（本店から営業所へ入札・契約等の権限委任を行う場合のみ）

⑤　様式13号（本店から営業所へ入札・契約等の権限委任を行う場合のみ）　－（　※　）

(6)　障害者を雇用している旨の誓約書（土木一式を申請する場合で、地域点数要領の障害者雇用の要件を満たしている場合のみ）

(7)　消防団協力事業所表示証明書（土木一式を申請する場合で、消防団協力事業所表示制度の要件を満たしている場合のみ）

(8)　リバーボランティア事業に参加した旨の誓約書（土木一式を申請する場合で、リバーボランティアの要件を満たしている場合のみ）

(9)　建設業の担い手確保に貢献する取組を実施した旨の誓約書（土木一式を申請する場合で、担い手確保の要件を満たしている場合のみ）

●：申請業種にかかわらず、必須

〇：該当の場合、必須

( )：土木一式工事を申請する場合で該当する場合、必須

（　※　）建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

## Q6：Q5の様式はどこにあるのか。

A6　❷、(6)から(9)の様式は、高知県土木政策課HP「要綱・要領・様式等ダウンロードについて」に掲載しています。

【<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/kensetsu-download.html>】

## Q7：Q5の「コンプライアンス関連書類」は、高知県に申請しない場合でも必要なのか。

A7　高知県に申請しない場合、基本方針策定状況確認票の「提出していない場合」にチェックを入れて、それを添付してください。

　　 なお、高知県に申請する場合で、コンプライアンス基本方針を策定していない場合には、当該ランク以上の総合点数であっても２ランク又は最下位ランクへ引き下げます。最下位ランクの場合はそのままとします。（全 29 業種が対象）

## Q8：昨年度から納税証明書の様式に変更はあるのか。

A8　国税、県税、市町村税、それぞれ納税証明書の様式は変更していません。

国税は**法人の場合「その３の３」**、**個人の場合「その３の２」**を提出してください。国税、県税、市町村税、いずれも審査基準日（令和５年10月１日）以降が証明日の、「滞納がないこと」を証明されたものを提出してください。

## Q9：申請画面に表示されている情報が、許可情報と異なるが、どういうことか。

A9　建設業許可に係る変更の場合で、既に様式22号の２（変更届出書）を出している場合、入札参加資格申請システムに反映されるまで時間を要しますが、変更届出書を提出していれば反映されますので、申請をしていただいて構いません。

変更届出書を提出していない場合には、反映することは出来ませんので、速やかに提出してください。

## Q10：「建設業法施行令第３条に規定する使用人」とは、なにか。

A10　『建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される者、すなわち支配人及び支店又は営業所（主たる営業所を除く。）の代表者である者（「建設業許可事務ガイドラインについて」より）』を言います。

## Q11：様式13号に定める者とは異なる者を受任者にしたいが、どうしたらよいか。

Q11　A10に示したとおり、建設業法施行令第３条に規定する使用人（以下、「令３条の使用人」という。）とは、建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される者であるため、様式13号に記載のない者への契約等権限の委任は認めません。

　　　現時点で様式13号に掲載されていない者を受任者とする場合には、新たに、許可行政庁に届出を行い、受付されたものを添付してください。

## Q12：様式第13号は別途作成を要するものか。

A12　入札参加資格申請のために作成される様式ではなく、建設業許可に係る更新等の際に提出している様式ですので、更新等の際に許可行政庁が受付をしたものを添付してください。

## Q13：建設業に従事する職員画面で、資格を有しない職員は入力できないのか。

A13　令和５年10月１日時点で雇用している職員で、**有資格区分に存在する資格を有する職員**（技術職員）のみ、入力可能となっています。そのため、令和４年度まで申請していた現場代理人等は入力できません。なお、雇用期間等の条件はないため、令和５年10月１日時点で雇用されていれば入力可能です。

## Q14：地域点数画面に表示されていない項目は、どうなるのか。

A14　地域点数画面には、自動加点項目以外の項目が表示されています。地域点数画面に表示されていない項目は、自動加点ですので、添付書類等の提出は不要です。

## Q15：地域点数画面に添付する書類の宛先は、誰になるのか。

A15　様式の宛先は「申請先自治体の長」としていますので、こちらは変更しないようにしてください。申請先の市町村も添付していただいた様式をもとに地域点数を算定する可能性があり、その際、申請先が、申請先自治体以外の自治体長になっていると申請の効力に疑義が生じる可能性があるためです。

## Q16：地域ボランティアのうち、ロードボランティアやビーチボランティアの項目がないが、どうしたらよいか。

A16　ロードボランティアやビーチボランティアは、自動加点項目のため、表示されていません。

リバーボランティアのみ、今年度、自動加点が出来ないため表示していますので、当画面ではリバーボランティアに係る実績のみ入力してください。

## Q17：残留措置についての詳細について聞きたいが、どうしたらよいか。

A17　残留措置については、令和６、７年度資格に係るランクが、令和５年度のランクから上がっている場合に、令和５年度のランクに残留を認める措置です。そのため格付け作業を完了してからの適用となりますので、令和６年1月、２月頃に土木政策課HPにて周知します。

　　 なお、残留措置については土木一式工事のみが対象となります。

# **【県外建設事業者から多い質問】**

## Q1：経営事項審査の結果通知は不要なのか。

A1　今年度から、システムから連結させますので、経営事項審査結果通知書の提出は不要です。

## Q2：納税証明書は、委任先のものが必要なのか。

A2　主たる営業所に係る国税、県税、市町村税の納税証明書を提出してください。なお、東京都 23 区内の法人は市町村税については不要となっております。

　　　これとは別に、高知県で業務を行っており、県内に営業所・事務所等がある場合は、当該営業所への委任如何にかかわらず、当該営業所・事務所等を管轄する高知県の県税事務所の納税証明書も提出していただきます。

※　 「滞納無し」という納税証明書の種類が無く、年度ごとでしか納税証明書が発行できない自治体の場合、直前１年分の事業税、固定資産税など全ての税目の納税証明書を提出してください。

## Q3：「建設業法施行令第３条に規定する使用人」とは、なにか。

A3　『建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される者、すなわち支配人及び支店又は営業所（主たる営業所を除く。）の代表者である者（「建設業許可事務ガイドラインについて」より）』を言います。

## Q4：様式13号に定める者とは異なる者を受任者にしたいが、どうしたらよいか。

Q4　A10に示したとおり、建設業法施行令第３条に規定する使用人（以下、「令３条の使用人」という。）とは、建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される者であるため、様式13号に記載のない者への契約等権限の委任は認めません。

　　　現時点で様式13号に掲載されていない者を受任者とする場合には、新たに、許可行政庁に届出を行い、受付されたものを添付してください。

## Q5：様式第13号は別途作成を要するものか。

A5　**入札参加資格申請のために作成される様式ではなく、建設業許可に係る更新等の際に提出している様式ですので、更新等の際に許可行政庁が受付をしたものを添付してください**。

　　　また、**提出を要するものは、委任先に係るもののみ**で構いません。

# **【県内コンサル事業者から多い質問】**

## Q1：「審査基準日現在で登録を受けている業務区分」では、申請する業務をチェックするのか。

A1　申請業務のうち、審査基準日現在で登録を受けている業務区分についてチェックを入れてください。

なお、県内コンサルの場合、下記の業務を申請する場合は、法律上必要な営業の登録を受けている場合に限ります。

１～３の測量業務全部門

４建築一般

５意匠

６構造

44 不動産鑑定業務

45 登記手続等

47 環境調査

49 水質等分析

## Q2：「登録を受けている業務」には、なにを添付すればよいか。

A2　A1でチェックを入れた業務区分の営業に関する登録の証明書を添付してください。

なお、**支店・営業所等に入札・契約等の権限を委任する場合**（以下、「入札契約等権限を委任する場合」という。）**で、下記の業務に係る入札契約等権限を委任する場合には、本社の登録証と**

**併せて、支店・営業所等に登録があることを証明する書類**（測量法第 55 条の８の規定に基づ

く書類（１ページ目）や、現況報告書別紙や、支店の登録証等）**も必要**です。

１～３の測量業務全部門

４建築一般

５意匠

６構造

44 不動産鑑定業務

45 登記手続等

47 環境調査

49 水質等分析

## Q3：コンプライアンス関連書類の項目には、なにを添付すればよいか。

A3　高知県発注の地質調査業務において、複数の県内事業者が談合を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令等が出されたことを踏まえ、令和５年度資格審査からコンプライアンス基本方針の策定を入札参加資格の要件としました。高知県を含む、県内全自治体で入札参加資格の要件としましたので、必須事項となります。

当該項目には、「**コンプライアンス基本方針策定状況確認票（県内コンサル）**」と「**コンプライアンス基本方針**」を１つのファイルにして添付してください。

なお、「**コンプライアンス基本方針策定状況確認票（県内コンサル）**」では、コンプライアンス意識の向上のために取り組むことを宣言していただき、次回申請時に、当該宣言に対する報告をしていただきます。その際、前回宣言した取組をいずれも実行できていない場合には、県HPにて事業者名を公表します。

これに対し、次回資格審査時には、報告内容をランダムで抽出し、優良取組事例を県のHPにて公表させていただき、県内コンサル業界における、更なるコンプライアンス意識の向上を図ります。

Ｒ５申請の際は宣言だけ

|  |
| --- |
| コンプライアンス意識の向上のために取り組むことを宣言 |

宣言した取組をいずれも実行できていない　　　　　　　　　　　実行した取組を報告

県HPにて事業者名を公表　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　報告内容をランダムで抽出し

優良取組事例を県のHPにて公表

　詳細は高知県土木政策課HP「【県内コンサル】コンプライアンス基本方針の策定について」に掲載しています。【<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/2023110100130.html>】

## Q4：Q3の様式はどこにあるのか。

A4　様式や作成例等は、高知県土木政策課HP「要綱・要領・様式等ダウンロードについて」に掲載しています。【<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/kensetsu-download.html>】

## Q5：建設工事の入札参加資格申請の際に作成しているが、別途、作成する必要はあるか。

A5　建設工事の入札参加資格を保有しており、これまで県にコンプライアンス基本方針を提出している事業者については、別途、コンプライアンス基本方針を策定する必要はありませんが、令和５年度資格審査（県内コンサル）においては、策定しているコンプライアンス基本方針を提出していただきます。

　　そのため、令和５年度資格審査においては、全ての事業者が「提出していない場合」を選択し、コンプライアンス基本方針を添付することになります。

## Q6：個人の場合、「商業登記簿謄本」欄には、なにを添付すればよいか。

A6　代表者の身分証明書を添付してください。

## Q7：測量実績調書の添付は、どうしたらよいか。

A7　令和５年度資格審査から測量実績調書の添付は廃止しました。

## Q8：測量実績高に添付する書類は、なにか。

A8　財務諸表等（審査基準日の**「直前１年度」及び「直前２年度」の事業年度分**）を申請業務ごとに添付してください。 －※１

⑴　項番 15 で登録（国土交通省登録）を受けている業務を選択した場合、当該業務に係る❶または①を業務ごとに添付してください（当該業務のみの申請の場合、「合計」欄への添付は不要です）。

⑵　項番 15 で登録（国土交通省登録）を受けている業務を選択していない等の理由で、業務ごとに財務事項一覧表を添付できない場合は❷または②を「合計」欄に添付してください。

⑶　国土交通省登録を受けている業務と、国土交通省登録を受けていない業務（「その他」や「申請業務以外の分」を含む）の両方を申請する場合、国土交通省登録を受けている業務については、当該業務に係る❶または①を業務ごとに添付したうえで、❷または②を、国土交通省登録を受けている業務の添付箇所のいずれかに添付してください。

・法人の場合　 ❶「現況報告書のうち、地方整備局の受付印が押されたページ（表紙）」

及び「現況報告書のうち、財務事項一覧表」 －※２ －※３

❷税務申告に添付している財務諸表（損益計算書及び貸借対照表）

・個人の場合 　①国へ提出した「損益計算書」及び「貸借対照表」

②税務申告に添付している財務諸表（【青色申告決算書または白色申告書】

及び【確定申告書Ｂ（第一表及び第二表）】）

※１ 現況報告書等提出の定めがないため「建築関係コンサルタント」を申請する場合は不要ですので、❷または②を「合計」欄に添付してください。

※２ 測量業については「測量法第 55 条の８の規定に基づく書類の表紙」と「財務事項一覧表のページ」を併せて提出していただき、提出の際は、地方整備局の提出日を余白に記入して提出してください。

※３ 決算期の問題で申請時点で未返却の場合、地方整備局への提出日を余白に記入して提出してください。

## Q9：測量事業者ですが、測量等実績高に添付する書類について、地方整備局の受付印を押された書類の返却がないが、どうしたらよいか。

A9　測量事業者の場合、「**測量法第55条の８の規定に基づく書類の表紙**」と「**財務事項一覧表のページ**」を２事業年度分、添付してください。その際、**地方整備局への提出日を余白に記入**してください。

## Q10：測量等実績高に添付する書類について、決算期の問題で、申請時点で、地方整備局から受付印が押された書類の返却がない場合は、どうしたらよいか。

A10　原則、地方整備局の受付印が押されたものを提出していただきますが、決算期の問題で、**申請時点で未返却の場合、地方整備局への提出日を余白に記入して提出**してください。その際、追って原本を提出する必要はありません。

# **【県外コンサル事業者から多い質問】**

## Q1：「審査基準日現在で登録を受けている業務区分」では、申請する業務をチェックするのか。

A1　申請業務のうち、審査基準日現在で登録を受けている業務区分についてチェックを入れてください。

なお、県外コンサルの場合、下記の業務を申請する場合は、法律上必要な営業の登録を受けている場合に限ります。

１～３の測量業務全部門

４建築一般

５意匠

６構造

14～34 土木関係建設コンサルタント全部門

35 地質調査業務

36～45 補償コンサルタント全部門

47 環境調査

49 水質等分析

## Q2：「登録を受けている業務」には、なにを添付すればよいか。

A2　A1でチェックを入れた業務区分の営業に関する登録の証明書を添付してください。

なお、**支店・営業所等に入札・契約等の権限を委任する場合**（以下、「入札契約等権限を委任する場合」という。）**で、下記の業務に係る入札契約等権限を委任する場合には、本社の登録証と**

**併せて、支店・営業所等に登録があることを証明する書類**（測量法第 55 条の８の規定に基づ

く書類（１ページ目）や、現況報告書別紙や、支店の登録証等）**も必要**です。

１～３の測量業務全部門

４建築一般

５意匠

６構造

14～34 土木関係建設コンサルタント全部門

35 地質調査業務

36～45 補償コンサルタント全部門

47 環境調査

49 水質等分析

## Q3：納税証明書は、委任先のものが必要なのか。

A3　主たる営業所に係る国税、県税、市町村税の納税証明書を提出してください。なお、東京都 23 区内の法人は市町村税については不要となっております。

　　　これとは別に、高知県で業務を行っており、県内に営業所・事務所等がある場合は、当該営業所への委任如何にかかわらず、当該営業所・事務所等を管轄する高知県の県税事務所の納税証明書も提出していただきます。

※　 「滞納無し」という納税証明書の種類が無く、年度ごとでしか納税証明書が発行できない自治体の場合、直前１年分の事業税、固定資産税など全ての税目の納税証明書を提出してください。

## Q4：測量実績調書の添付は、どうしたらよいか。

A4　令和５年度資格審査から測量実績調書の添付は廃止しました。

## Q5：測量実績高に添付する書類は、なにか。

A6　財務諸表等（審査基準日の**「直前１年度」及び「直前２年度」の事業年度分**）を申請業務ごとに添付してください。 －※１

⑴　項番 15 で登録（国土交通省登録）を受けている業務を選択した場合、当該業務に係る❶または①を業務ごとに添付してください（当該業務のみの申請の場合、「合計」欄への添付は不要です）。

⑵　項番 15 で登録（国土交通省登録）を受けている業務を選択していない等の理由で、業務ごとに財務事項一覧表を添付できない場合は❷または②を「合計」欄に添付してください。

⑶　国土交通省登録を受けている業務と、国土交通省登録を受けていない業務（「その他」や「申請業務以外の分」を含む）の両方を申請する場合、国土交通省登録を受けている業務については、当該業務に係る❶または①を業務ごとに添付したうえで、❷または②を、国土交通省登録を受けている業務の添付箇所のいずれかに添付してください。

・法人の場合　 ❶「現況報告書のうち、地方整備局の受付印が押されたページ（表紙）」

及び「現況報告書のうち、財務事項一覧表」 －※２ －※３

❷税務申告に添付している財務諸表（損益計算書及び貸借対照表）

・個人の場合 　①国へ提出した「損益計算書」及び「貸借対照表」

②税務申告に添付している財務諸表（【青色申告決算書または白色申告書】

及び【確定申告書Ｂ（第一表及び第二表）】）

※１ 現況報告書等提出の定めがないため「建築関係コンサルタント」を申請する場合は不要ですので、❷または②を「合計」欄に添付してください。

※２ 測量業については「測量法第 55 条の８の規定に基づく書類の表紙」と「財務事項一覧表のページ」を併せて提出していただき、提出の際は、地方整備局の提出日を余白に記入して提出してください。

※３ 決算期の問題で申請時点で未返却の場合、地方整備局への提出日を余白に記入して提出してください。